

船舶事故調査報告書

平成24年11月29日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成24年8月12日 11時5分ごろ
発生場所	長崎県五島市福江島 ^{かさやまはな} 笠山鼻南方沖 笠山鼻灯台から真方位197° 400m付近 （概位 北緯32° 34.3′ 東経128° 46.2′）
事故調査の経過	平成24年8月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{みつよし} 光好丸、0.6トン NS3-69761（漁船登録番号）、個人所有 5.63m (Lr) × 1.72m × 0.68m、FRP ガソリン機関（船外機）、漁船法馬力数60、昭和62年7月5日
乗組員等に関する情報	船長 男性 60歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年8月24日 免許証交付日 平成23年10月14日 （平成29年10月8日まで有効） 甲板員A 男性 63歳 操縦免許なし 甲板員B 男性 35歳 操縦免許なし
死傷者等	軽傷 1人（甲板員B）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長、甲板員A及び甲板員Bが乗り組み、福江島笠山鼻南方沖において、イシダイの素潜り漁に従事し、船長及び甲板員Bが水深約7mの岩場付近で潜っていた。 船長及び甲板員Bは、イシダイを5、6匹見付けて岩場の巣穴に追い込み、船長が、海面に浮上して水中を確認したところ、イシダイが巣穴に入り、甲板員Bが本船の右舷船首方の約5m離れた場所で海面から約4mの深さの所を泳いでいた。 船長は、 ^{もり} 銚や水中ライトを本船から受け取るため、船上で待機していた甲板員Aに対し、甲板員Bと本船との位置関係から甲板員Bが本

	<p>船に接触することはないと思い、本船の右舷側約5m離れていた船長の所へ本船を接近させるように指示した。</p> <p>甲板員Aは、後部甲板の中央付近に座り、船長の所へ右回頭して接近することとし、左舷船尾に設置された船外機のクラッチを前進に入れ、スロットルグリップを左手で回して発進した。</p> <p>本船は、北方に船首を向けて約5m進んだとき、平成24年8月12日11時55分ごろ息継ぎのために浮上してきた甲板員Bに船外機のプロペラ等が接触した。</p> <p>甲板員Bは、自力で本船に上がり、船長の操船で五島市倭寇漁港<small>わかこう</small>に戻り、救急車で病院に搬送された。</p> <p>甲板員Bは、左肩峰骨折、左肩挫創及び左側頭部切創を負った。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1～1.5m、潮汐 上げ潮の初期</p>
その他の事項	<p>船長は、素潜り漁の経験が約38年あり、時化<small>しげ</small>のとき以外は船長の家族と2人で出漁していたが、家族の体調が悪いときに甲板員Aと2人で出漁していた。</p> <p>甲板員Aは、今までに10回程度出漁したことがあり、本事故当時、船長の家族の体調が悪かったので、船長に頼まれて出漁した。</p> <p>甲板員Bは、潜って泳ぐことが好きであり、今までに5回程度、船長及び船長の家族と一緒に出漁しており、本事故当日は朝のうちないでいたので、船長へ漁に連れて行くように頼んで出漁した。</p> <p>船長及び甲板員Bは、ウェットスーツを着用し、足ヒレ、水中メガネ及び潜水用の重りを装着しており、耳栓は付けていなかった。</p> <p>船長は、ふだん、潜水しているときにプロペラの音が聞こえたら、水中で船の動静を確認して浮上していた。</p> <p>船長は、甲板員Bに対し、浮上する際、船の動静を確認するように注意したことはなかった。</p> <p>甲板員Aは、後部甲板に座った姿勢であり、本船の横や後方については海面を見ることはできたが、船首方については船首で隠れて海面を見ることはできなかった。</p> <p>甲板員Aは、船長から指示がない限り、本船を移動させることはなかった。</p> <p>甲板員Bが素潜りしている時間は、約1分半であった。</p> <p>甲板員Bは、息継ぎのために浮上中、プロペラの音が聞こえたので、本船が移動していることが分かった。</p>
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、福江島笠山鼻南方沖において、船長が、本船の右舷側約5

	<p>m離れた場所におり、甲板員Bが本船の右舷船首側約5mの場所で潜水していることを認識していたものの、本船を船長のいる場所へ接近させるように甲板員Aに指示したことから、甲板員Aが船外機を操作し、本船が約5m進んだところ、浮上してきた甲板員Bに船外機のプロペラ等が接触して甲板員Bが負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、水中を確認したとき、甲板員Bが本船の右舷船首方の約5m離れた場所で海面から約4mの深さの所を泳いでいたことから、本船と接触することはないと思い、甲板員Aに本船を移動させるよう指示したものと考えられる。</p> <p>甲板員Bは、息継ぎのために本船の前方に浮上してきたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、福江島笠山鼻南方沖において、船長が、本船の右舷側約5m離れた場所におり、甲板員Bが本船の右舷船首側約5mの場所で潜水していることを認識していたものの、本船を船長のいる場所へ接近させるように甲板員Aに指示したため、甲板員Aが船外機を操作し、本船が約5m進んだところ、浮上してきた甲板員Bに船外機のプロペラ等が接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潜水者がいる場合は、潜水者が海面に浮上していることを確認した上、船を移動させること。 ・潜水者は、時間的に十分な余裕を持って浮上し、浮上する際は船の動静を確認すること。